

第 2 4 回 生殖補助医療部会	資料 6
平成 15 年 2 月 27 日	

## 子の出自を知る権利について

2003. 2. 24 石井美智子

提供された精子・卵子・胚による生殖補助医療によって生まれた子が自己の出自を知りたいと思った時には、個人を特定できる情報を含めて提供者について知ることができるようすべきであり、提供者の承認した範囲に限るべきではないと思います。

理由を以下に簡単に述べます。

1. 生まれてくる子の福祉を優先すべきである。
2. 出自を知る権利は、子の基本的権利と位置付けられる。
3. わが国では、特別養子は実親を知ることが可能な制度となっている。

提供された精子・卵子・胚による生殖補助医療で生まれてくる子だけが出自を知ることができなくしてしまうことは、子の福祉に反する。

4. A I Dによって生まれた子ども達が提供者を捜す動きが世界的に見られる。
5. 提供者は、提供にあたって自分の情報が開示されることを知った上で、提供に同意するので、提供者のプライバシー権が害されることはない。
6. 提供者が減少する可能性はあるけれども、スウェーデンではその後回復したと聞く。
7. 出自を知る権利が現実に問題となるのは制度ができてから早くて 15 年後である。
8. 今、提供者が承認した範囲に限って情報を開示する制度を作った場合には、将来、社会の考え方方が変わった場合にも、提供者の意思に反して個人を特定できる情報は開示できないことになる。
9. 今後 15 年かけて、情報開示によって問題が生じないような仕組みを作っていくべきである。